

宅建業法 **保証協会** 宅建 H30-44-3 <<#874>>

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者Aは、保証協会の社員の地位を失った場合において、保証協会に弁済業務保証金分担金として150万円の納付をしていたときは、全ての事務所で営業を継続するためには、**1週間以内に主たる事務所の最寄りの供託所に営業保証金として1,500万円を供託しなければならない。**



【答え】 誤り

<<ポイント1>> 保証協会【宅建★入門】

宅建業者は、**保証協会の社員の地位を失ったときは**、当該地位を失った日から**1週間以内**に、**営業保証金を供託しなければならない。**（宅建業法 64 条の 15）

※ **2週間**ではないことに注意

★ <<ポイント2>> 営業保証金の供託額・弁済業務保証金の納付額【宅建★入門】

営業保証金		弁済業務保証金
1,000万円	X 本店 1	60万円
500万円	X 支店 3	30万円

150万

60万

30万、3 = 90万

1,000万

1,500万

2,500万